

東北税理士会ガイド

税理士法第1条

(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。



東北税理士会

〒984-0051

仙台市若林区新寺1丁目7-41

TEL:022-293-0503

私たち税理士は
“あなたの暮らしの
パートナー”です。
お気軽にご相談ください。

もくじ

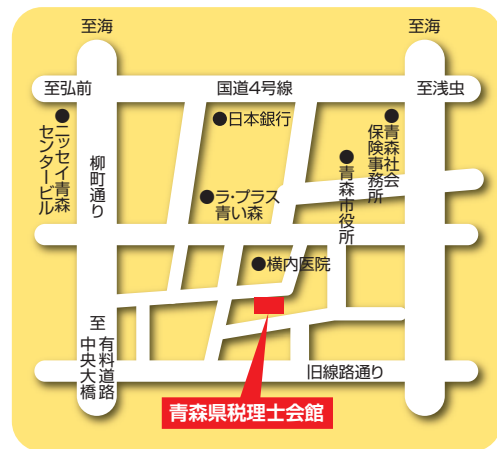
1 東北税理士会のあゆみ	1
各会館の所在地	2
2 組織と機構	4
東北税理士会組織図	5
税理士会員数の推移	6
県支部連合会と支部の所在地	7
3 税理士会の主な活動	8
(1)小規模な事業者等の税務支援をしています	
(2)「税を考える週間」行事に参加しています	
(3)各県に税務相談所を設置しています	
(4)税制等の改正について建議しています	
(5)租税教育を行っています	
(6)広報活動を行っています	
(7)会員に対する研修を行っています	
4 税理士の仕事	12
5 税理士は資格が必要	14
“資格のない人は税理士の仕事はできません”	
6 2月23日は税理士記念日	15
7 税理士の報酬など	16

昭和17年	2月	税務代理士法施行
昭和17年	10月	「東北税務代理士会」設立 会員数 18人
昭和26年	6月	税理士法制定
昭和26年	12月	「社団法人東北税理士会」設立 会員総数 126人
昭和31年	6月	税理士法改正(強制加入制度が確立)
昭和31年	10月	「東北税理士会」発足 会員総数 288人
昭和31年	12月	仙台市外記丁に移転
昭和39年	12月	仙台市小松島4丁目に移転
昭和46年	10月	仙台市外記丁に移転
昭和51年	11月	仙台市上杉2丁目に移転
昭和55年	4月	税理士法改正
昭和56年	2月	福島県税理士会館設置
昭和57年	7月	山形県税理士会館設置
昭和57年	10月	郡山税理士会館設置
昭和58年	9月	青森県税理士会館設置
昭和59年	3月	秋田県税理士会館設置
昭和59年	10月	岩手県税理士会館設置
平成4年	11月	税理士制度50周年記念式典
平成18年	10月	東北税理士会設立50周年式典
平成20年	4月	会員総数 2,605人
平成22年	4月	仙台市若林区新寺1丁目東北税理士会館建設

各県会館の所在地



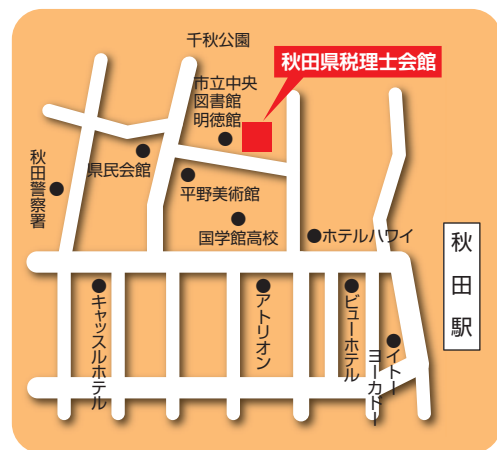
青森県税理士会館



〒030-0822 青森市中央1-13-23
☎017-773-6797



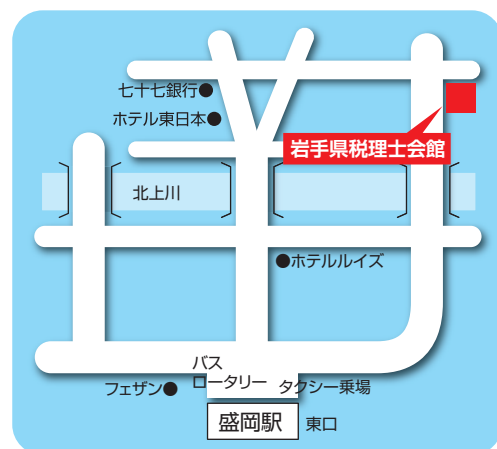
秋田県税理士会館



〒010-0875 秋田市千秋明徳町4-56
☎018-832-2331



岩手県税理士会館

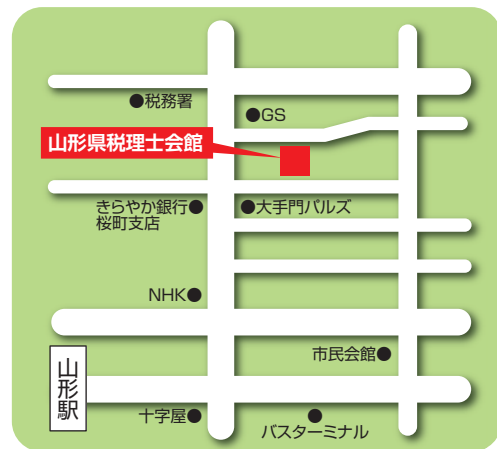


〒020-0025 盛岡市大沢川原3-7-3
☎019-622-5160

各県会館の所在地



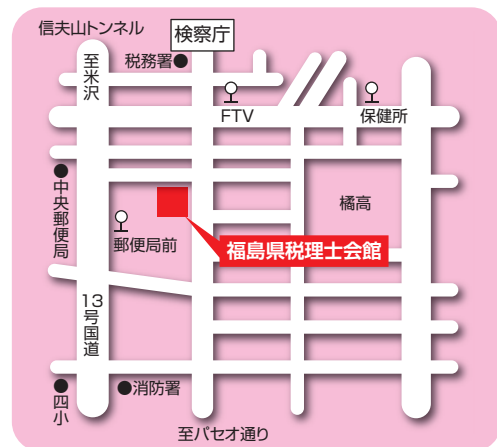
山形県税理士会館



〒990-0047 山形市旅籠町1-1-14
☎023-632-4244



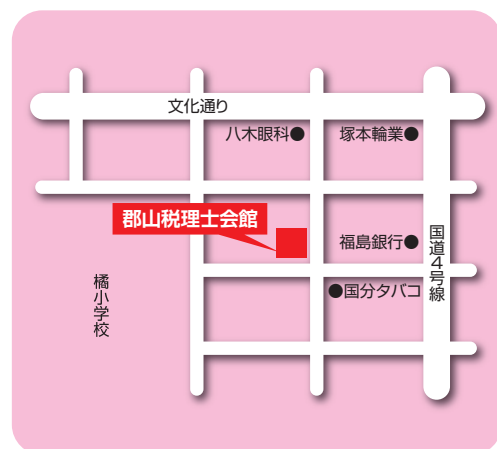
福島県税理士会館



〒960-8002 福島市森合町14-29
☎024-534-3907



郡山税理士会館



〒963-8878 郡山市堤下町8-10
☎024-922-9488



2

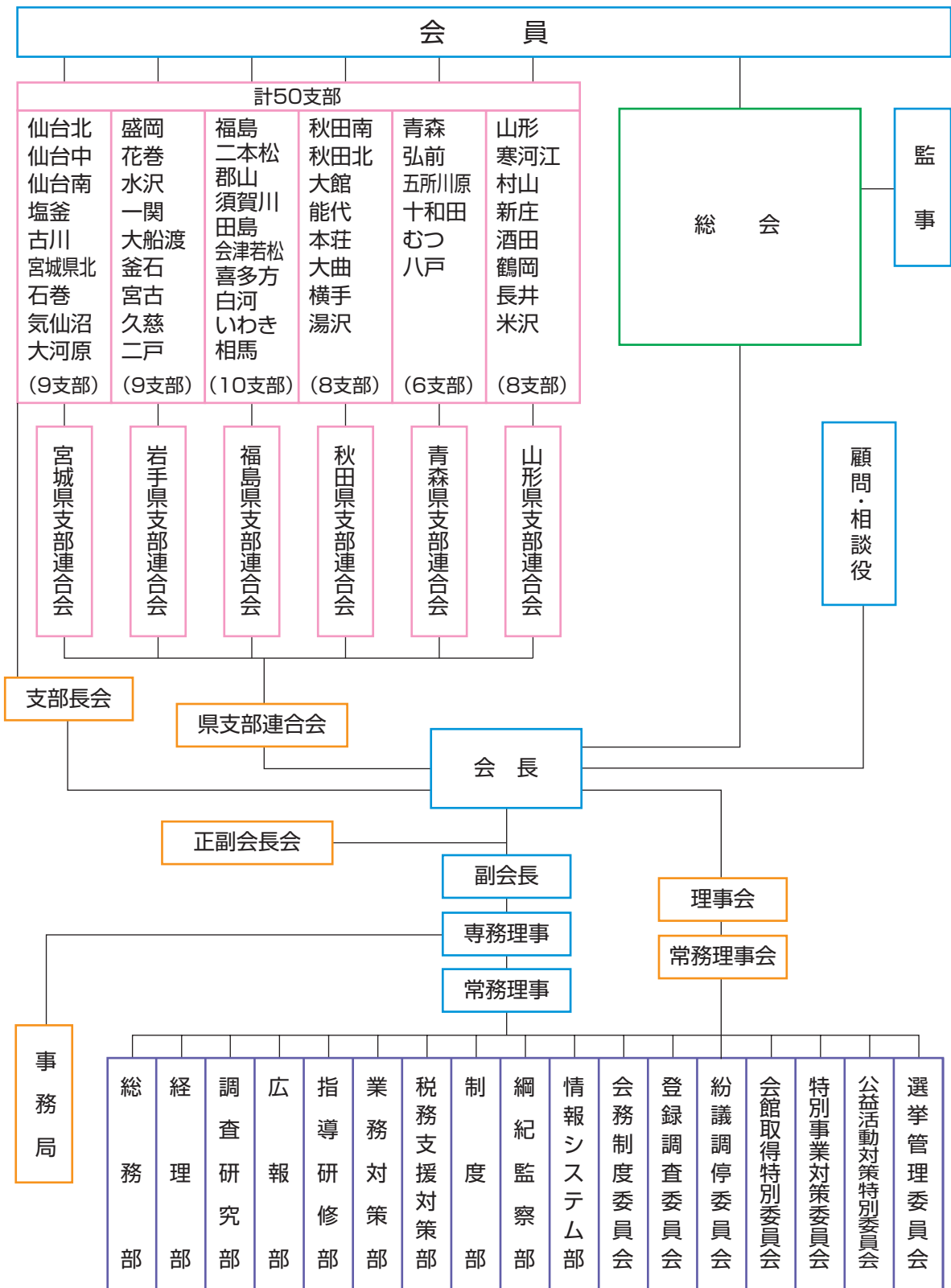
組織と機構

東北税理士会は、日本税理士会連合会を構成している全国15の単位税理士会の一つとして仙台市に置かれ、東北六県の支部及び会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的としています。

この目的を達成するため、種々の事業を行っていますが、本会には総務部など15の部・委員会が設けられ、それぞれの担当する職務に基づいて会務を執行しています。

会務の運営と執行に当たる役員は、会長（1人）副会長（7人）専務理事（2人）常務理事（12人）理事（26人）及び監事（6人）が就任していますが、これらの役員は選挙によって選任され、任期は2年となっています。

東北税理士会組織図



- ・東北税理士協同組合
- ・東北税理士政治連盟
- ・東北税協共済会
- ・東北税理士データ通信協同組合

税理士会員数の推移

税理士となる資格を有する者は、税理士の登録を受けて税理士事務所のある区域に設けられている税理士会の会員となるとともに、その区域の支部に所属することになります。

東北六県に50の支部と、約2,600人の会員がいます。

最近6年間の会員数の推移は下表のとおりです。

年度 県別	年度					
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
宮 城	1,006	1,007	992	986	969	954
岩 手	263	261	254	252	249	248
福 島	553	547	541	540	537	532
秋 田	246	241	241	240	247	248
青 森	281	281	278	284	288	285
山 形	305	308	306	303	296	288
計	2,654 (40)	2,645 (50)	2,612 (58)	2,605 (66)	2,586 (73)	2,555 (83)

- (注) 1 各年とも3月末日現在の会員数
2 計の()内は税理士法人数

県支部連合会と支部の所在地



(1) 小規模な事業者等の税務支援をしています

税理士会では、経済的な理由等で税理士に依頼できない納税者のために、税理士の社会的使命として、また、申告納税制度の健全な発展に寄与するため、税務支援を独自に行っています。

税理士記念日や所得税の確定申告期等には、特設会場で、税務相談や申告書の作成の指導をしています。

また、商工会議所・商工会・青色申告会等に対し税理士を派遣して、小規模事業者等の指導に当たっています。

平成20年分の所得税確定申告期における無料相談の実績は、次のとおりです。

平成20年分所得税確定申告期における無料相談の実績

県別 区分	宮城	岩手	福島	秋田	青森	山形	計
従事会員数	1,250	275	527	166	272	253	2,743
相談件数	13,595	1,793	1,914	595	878	400	19,175

(2) 「税を考える週間」行事に参加しています

「税を考える週間」は毎年11月11日から17日まで、国税庁の主催で、納税者の税に対する理解を深めるために実施されていますが、それに呼応して東北税理士会でも、各種の行事や無料相談に積極的に参加しています。

(3) 各県に税務相談所を設置しています

納税者サービスの一環として、各県の税理士会館等に税務相談所を設置し、税理士が、無料で相談に応じるほか、申告書の作成なども指導しています。

各県税務相談所の所在地

所在地	会場	電話番号	税務相談
仙台市若林区新寺1丁目7-41 東北税理士会館	仙台税務相談所	022 385-7675	毎週月曜日 午後1時～4時
盛岡市大沢川原3-7-3 岩手県税理士会館	盛岡税務相談所	019 622-5160	毎週火・木曜日 午後1時30分～4時30分
福島市森合町14-29 福島県税理士会館	福島税務相談所	024 534-3907	毎週月～金曜日 午後1時～4時
郡山市堤下町8-10 郡山税理士会館	郡山税務相談所	024 922-9488	毎週月～金曜日 午前9時30分～12時
秋田市千秋明德町4-56 秋田県税理士会館	秋田税務相談所	018 832-2331	毎週月・火・木・金曜日 午前10時～12時(要予約:北都銀行別館) 午後1時30分～3時(要予約:会館)
青森市中央1-13-23 青森県税理士会館	青森税務相談所	017 773-6797	毎週月・水・金曜日 午後1時～4時
山形市旅籠町1-1-14 山形県税理士会館	山形税務相談所	023 632-4244	毎週月～金曜日 午後1時～4時

各県税務相談所における平成20年度の相談件数

区分	所得税	譲渡所得税	法人税	相続税	贈与税	その他	合計
仙 台	23	5	10	20	17	7	82
盛 岡	96	28	13	54	26	5	222
福 島	20	4	0	20	18	1	63
郡 山	51	17	7	17	20	6	118
秋 田	107	14	15	30	40	29	235
青 森	19	2	5	7	3	1	37
山 形	25	0	0	11	3	2	41
合 計	341	70	50	159	127	51	798

(4) 税制等の改正について建議しています

毎年、税制の改正や、税務行政の改善についての建議や要望をまとめて、日本税理士会連合会と国税局に提出しています。また、日本税理士会連合会では、全国の税理士会からの建議や要望をまとめ、政府（財務省・総務省）や政党に対して提出しています。

これは、納税者の声を直接聞ける立場にある税理士の社会的使命と考えて行っているものです。

(5) 租税教育を行っています

税理士の使命に基づく社会貢献の一環として、税務の専門家としての立場から、関係機関等と連携しながら租税教育を実施しています。

(6) 広報活動を行っています

会員に対し会務の執行状況等を周知するために、毎月『東北税理士会報』を発行しています。

また、納税者等を対象に税理士制度・税理士のしごと・税理士会活動などを積極的にPRしています。

(7) 会員に対する研修を行っています

複雑多岐にわたる税法等の知識を常に吸収しながら、社会の要請に十分こたえていくため、研修会を開催しています。

税理士は、納税者の依頼により税務相談、税務代理、税務書類の作成、付随業務として会計業務を行うほか経営に関する多面的なコンサルタントとして業務を行っています。



■税務代理

あなたを代理して、確定申告、青色申告の承認申請、税務調査の立会い、税務署の更正・決定に不服がある場合の申立てなどを行います。

■税務書類の作成

あなたに代わって、確定申告書、相続税申告書、青色申告承認申請書、その他税務署などに提出する書類を作成します。

■会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他財務に関する業務を行います。

■補佐人として

税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述（出廷陳述）します。

■税務相談

あなたが税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、ご相談に応じます。「事前」のご相談が有効です。

■e-Taxの代理送信

あなたの依頼でe-Taxを利用した申告を、代理送信することができます。この場合には、あなた自身の電子証明書は不要です。

■会計参与として

税理士は、会計参与の有資格者として会社法に明記されています。

会計参与は…

- ・主に中小の株式会社の計算関係書類の記載の正確さに対する信頼を高めるための制度です。
- ・すべての株式会社の定款で設置する旨を定めることができます。
- ・会計に関する専門家として取締役と共同して、計算関係書類を作成します。
- ・その計算関係書類を会社とは別に備え置き、会社の株主・債権者の求めに応じて開示することなどを職務とする株式会社の機関（役員）です。

社会貢献

税理士は…

- ・「税理士記念日（2月23日）」や「税を考える週間（11月）」などに、無料で税務相談を行っています。
- ・専門知識を活かし、民事・家事調停委員として紛争解決に携わっています。
- ・わが国唯一の税務の専門家として「法テラス（日本司法支援センター）」に協力しています。
- ・少子高齢化時代に向けて、「成年後見制度」に積極的に参画しています。
- ・地方公共団体の監査委員として活躍しています。
- ・「年金記録確認第三者委員会」に年金実務の精通者として参画しています。
- ・将来を担う子供たちへの、租税教育に対する取り組みも行っています。
- ・税制及び税務行政の改善に寄与するため、国に対し「税制改正建議書」の提出をしています。

新しい時代に向かって

税理士は、税の専門家として

- ・会社法においては
現物出資にかかる財産評価の**評価証明者**として
- ・地方自治法においては
都道府県や市町村における税金の用途をチェックする**外部監査人（包括外部監査、個別外部監査）**として
- ・政治資金規正法においては
「国会議員関係政治団体」の政治資金監査を行う**登録政治資金監査人**として（平成21年分の収支報告から）
- ・地方独立行政法人法においては
地方独立行政法人の業務を監査する**監事**として

それぞれ「税理士」が有資格者として明記されています。

新しい時代に向かって、より多くの場面で皆様のお役に立てるよう、税理士はチャレンジしています。

5

税理士は資格が必要

税理士は、税理士の資格がある人が、税理士名簿に登録し、同時に税理士事務所所在地の税理士会に必ず入会することになっています。

税理士は、法律で定められた税理士証票(身分証明書)を持ち、会員章(バッジ)を着用しています。



■ 資格のない人は税理士の仕事はできません

税理士の仕事は、有償・無償を問わず、税理士以外の者が行うことはできません。毎年、税理士を名乗る“無資格者”によって多くの人が被害を受けていますので十分にご注意ください。





我が国の税理士制度は、昭和17年2月23日、税務代理士法によって初めて法制化されました。この日を税理士記念日と定め、毎年各地で税の無料相談や座談会等、各種の行事を行っています。

現行の「税理士法」は、昭和26年6月に制定されました。その後十数回に及ぶ改正により、特に税理士会の強化充実と自主性の確立が図られ、現在にいたっています。

税理士制度は、半世紀を超える歴史を持っています。



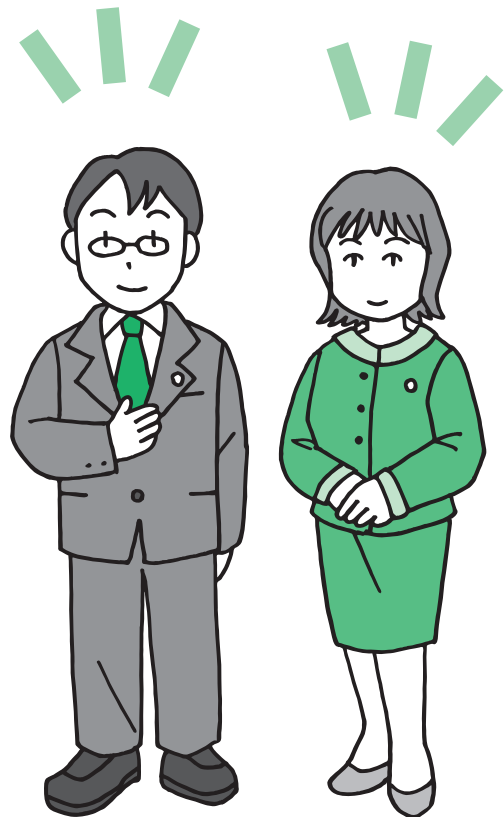
税理士の報酬は、業務内容に基づき、税理士各人が定めることになっています。報酬の内容は、大別すれば次のようになります。

税理士報酬の内容

- ①顧問報酬
- ②税務代理報酬
- ③不服申し立ての代理報酬
- ④税務書類の作成報酬
- ⑤税務相談報酬
- ⑥調査立ち会い報酬
- ⑦日当、旅費及び宿泊料

会計業務報酬

- ①会計顧問報酬
- ②記帳代行報酬
- ③決算書類作成報酬
- ④その他の書類の作成報酬
- ⑤会計相談報酬
- ⑥日当、旅費及び宿泊料



税理士は、依頼者の秘密を他に漏らすことはありません（守秘義務）。安心してご相談ください。